



子どもの医療費助成事業の充実に向け、 県としての案がまとまりました

佐賀県 母子保健福祉課

就学前のお子さんの保護者が、医療機関の窓口で一部負担額だけ支払えば済むよう、医療費の支払方法の改善を目指します。

～ 3歳未満の佐賀県乳幼児医療費助成制度と同じ制度に～

- 平成24年4月開始を目指して県と市町で協議を重ね、それを踏まえ、県としての案がまとまりました。
- 乳児から就学前までの子どもを対象とします。
- 実施主体：市町
- 県は市町の事業に対し補助しています。

※3歳以上の子どもの保護者の方々から「仕事を休んでまで市町の窓口に行くことができない、払い戻しの手間をなくしてほしい。」「小さな子どもを抱えて市町の窓口に行くのも大変。」「検査や入院の場合は窓口支払いの負担が大きいので、3歳未満児と同じ支払方法の制度にしてほしい。」などの意見が寄せられていました。



子どもの医療費助成事業について

＜改善の効果＞

医療機関窓口で一部負担額だけを支払っていただく方法を就学前まで拡大することによって、保護者の還付の手続きが不要になります。

(現行)

窓口で一旦全額支払い、後で市町に対し還付申請する手続きが必要です



(見直し案)

窓口で一部負担額のみのお支払いで済みます

○支払方法の改善を実現するために、県から市町へ次のような提案を行いました。

★3歳以上就学前までの通院治療まで県の補助対象を拡大

(現行)

- 3歳未満の入院と通院
- 3歳以上就学前の子どもの入院



(見直し案)

乳児から就学前の子どもの入院と通院

★この制度を将来にわたって安定的に継続させるための一部負担金の額の見直し

(現行)

ひと月・1医療機関につき

- 3歳未満の入院・通院
上限 300円

- 3歳以上就学前の入院
医療保険制度の自己負担額の1/2



(見直し案)

ひと月・1医療機関につき

通院：上限500円を2回まで
入院：上限1,000円

★保護者負担額を差し引いた額を県と市町で、1/2ずつ負担

※調剤費は無料です。

保護者負担額検討に当たって参考とした事項

① 乳児から就学前までの子どもの入院・通院及び調剤費

ひと月1医療機関あたりの自己負担額の平均額は、約3,400円

県・市町・保護者で1/3(1,100円)ずつ負担

② 乳児から就学前までの子どもの入院・通院

ひと月1医療機関あたりの入・通院の平均日数は1.9日

ひと月平均2回の受診行動となっていると考えられます。



③九州他県の状況

県	保護者負担額 (ひと月あたり)
福岡県	通院：3歳未満は無料、3歳以上は600円/医療機関 入院：3歳未満は無料、3歳以上は500円/日/医療機関(上限月7日)
長崎県	通院・入院とも 800円/日/医療機関 上限1,600円
熊本県	3,000円/月(通院・入院の区分なし)
大分県	通院：500円/日/医療機関 3歳未満は上限2回 3歳以上は上限4回 入院：500円/日 上限14日
宮崎県	通院：3歳未満は350円/医療機関、 3歳以上は800円/医療機関 入院：350円/医療機関
鹿児島県	3,000円/月(通院・入院の区分なし)
沖縄県	通院：3歳未満は無料、3歳以上は1,000円/医療機関 入院：無料



県民の皆様へのお願い

- 医療機関窓口での支払方法の改善については、平成24年4月開始を目指して県と関係団体等で協議を進めていきます。
- 県民の皆様には改めて広報を行う予定です。

制度見直しについて、県民の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします。

 佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

県の担当
窓口

佐賀県 健康福祉本部 母子保健福祉課
TEL:0952-25-7056